平成２２年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

財政援助団体等監査結果報告書

中 央 区 監 査 委 員

目　　次

定例監査結果報告書

第１　監査実施期間 …… ５

第２　監査の対象部局等 …… ５

第３　監査の範囲、方法及び観点 …… ５

第４　監査の結果 …… ６

（１）　複数の部局に共通する事項 …… ６

（２）　部局別事項 …… ７

（３）　重点事項 …… ８

第５　監査のまとめ …… ８

別表　平成２２年度定例監査実施日程 …… ９

財政援助団体等監査結果報告書

第１　監査実施期間 …… １７

第２　監査の対象団体及び範囲 …… １７

第３　監査の方法及び観点 …… １７

第４　対象団体の概要と監査の結果 …… １８

第５　監査のまとめ …… ２８

別表　平成２２年度財政援助団体等監査実施日程 …… ２９

平成２２年度

定 例 監 査 結 果 報 告 書

２２中監第７５号

平成２３年２月２８日

様

中央区監査委員　井　上　和　雄

同　　梅　田　源　一

同　　田　中　広　一

平成２２年度定例監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第４項の規定に基づき実施した平成２２年度定例監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、青木幸子前監査委員は平成２２年５月３１日まで関与し、田中広一監査委員は平成２２年６月１日以降関与しました。

第１　監査実施期間

平成２２年４月２２日から平成２３年２月３日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第２　監査の対象部局等

企画部、総務部、区民部、福祉保健部、環境部、土木部、都市整備部、会計室、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、区議会議会局及び区立小学校・中学校・幼稚園

第３　監査の範囲、方法及び観点

１　範　囲

事務執行部局における予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行状況について実施した。また、行政監査的視点を踏まえ、文書取扱い、公印管理、服務規律等についても併せて監査範囲とした。

なお、今年度は、「主管課契約における区内業者の活用状況について」を重点事項として監査した。

２　方　法

事務執行部局に対してあらかじめ提出を求めた職員配置状況調、歳入・歳出事務事業執行概要、歳入・歳出予算執行状況調等の監査資料に基づき各部局の所管する関係諸帳簿、証拠書類等と照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

３　主たる観点

各事務事業が地方自治法第２条第１４項（最少の経費で最大の効果）及び第１５項（組織及び運営の合理化）の規定に則って執行されているかを基本として、以下の点を踏まえて監査を実施した。

（１）　予算の執行について

ア　収入は適正に確保されているか。

イ　支出は効果的に行われているか。

ウ　会計処理は合規適正であるか。

（２）　契約検収事務について

ア　違法又は不当な契約を締結していないか。

イ　契約の方法は適正になされているか。

ウ　契約は確実に履行されているか。

エ　検収は的確になされているか。

（３）　財産の管理について

ア　公有財産の取得、保管及び処分は適正に行われているか。

イ　物品の出納、保管、供用及び処分は適正に行われているか。

ウ　債権の管理は適正に行われているか。

エ　基金の管理は適正に行われているか。

第４　監査の結果

事務事業の執行にあたっては、おおむね適正に行われており、所期の成果をあげているものと認められたが、後記のような是正・検討を要する事例があったので、各部局において留意されたい。

なお、軽易な事務上の誤りについては、関係者へその都度口頭で改善を指導した。

（１）　複数の部局に共通する事項

ア　補助金に係る手続きで申請書・精算報告書・実績報告書が定められた期限内に提出されていないもの、また、実績報告書で領収書等の添付がないものや執行の確認が十分に行われていないものなどがあった。要綱等の規程を遵守し、適正な事務処理の徹底を図られたい。

［総務部、区民部、福祉保健部、環境部、土木部、都市整備部］

イ　同一事業で短期間に行なわれる各課の物品購入や工事請負等の契約で、一括して行うべきところ分割して契約が行われているものがあった。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

［区民部、福祉保健部、土木部、区立小学校、選挙管理委員会事務局］

（契約事務規則第３条の２）

ウ　各課で行われる予定価格が１０万円を超える物品購入や５０万円を超える工事請負等の随意契約では、契約担当者は原則として二者以上から見積書を徴取しなければならないとされているが、一者のみの徴取で行っているものがあった。今後、適正な契約事務の執行に努められたい。

［企画部、区民部、福祉保健部、環境部、教育委員会事務局］

（契約事務規則第４０条、契約事務の分掌の特例についての依命通達）

エ　年次有給休暇等の取得や超過勤務・旅行命令に係る決裁で、決定権者の押印漏れ、決裁区分の誤り、決裁自体が行われていなかったものがあった。また、週休日の割振指定簿等が作成されていなかった。今後、適正に執行されたい。

［企画部、区民部、福祉保健部、土木部、都市整備部、区立小学校、区立幼稚園］（処務規程第９条、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第４条）

オ　契約請求・契約締結に係る決裁で、決裁区分の誤りや決定権者の押印漏れがあった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

［区民部、福祉保健部、教育委員会事務局］　（処務規程第９条）

カ　タクシークーポン券・共通買物券・ごみ処理券の金券類に係る受払簿等が整備されていなかった。今後、適正な事務処理を図られたい。

［区民部、福祉保健部、土木部］　（会計事務規則第１１７条）

（２）部局別事項

［区民部］

物品購入に係る契約締結決裁書で、見積書と異なった金額で契約締結をし、その金額のまま支出されていた。契約締結にあたっては、今後、十分に注意されたい。

［都市整備部］

金銭出納員等の公印で、４月１日現在の印影が公印印影簿に保存されていなかった。印影の保存に当たっては、今後、十分に注意されたい。

（公印規則第６条）

［教育委員会事務局］

書籍購入に係る契約締結決裁書で、見積書は消費税込みであるにもかかわらず、誤ってその金額にさらに消費税分を加算して決定金額とし、そのまま支出されていた。契約締結にあたっては、今後、十分に注意されたい。

（３）重点事項

今年度に重点事項とした「主管課契約における区内業者の活用状況について」では、「物品の買入契約及び印刷製本契約については、原則として中央区内に営業所を有する中小企業から選定すること。」という契約事務の分掌の特例についての依命通達に沿った契約締結が行われているかを、抽出した資料に基づき監査を実施した。

その結果、抽出した契約数のうち区内業者が占める割合は約７割(69.6%)であった。平成１９年度に同様な監査を実施した時の同割合は63.1%であり、改善が図られていた。区内業者と契約を結んでいなかったものの大半は、止むを得ない理由を有していることを考慮すると、おおむね依命通達の趣旨を踏まえた適正な執行が行われているものと認められる。特段の理由もなく区外業者を選定している事例の解消に向け、より一層努力されたい。

第５　監査のまとめ

平成２２年度の定例監査は、前述の「主たる観点」を基本としつつ、併せて施策の取り組みが、効率性・経済性・有効性の面からも多様な区民ニーズに的確に応えているかどうかといった視点から、公正かつ厳正に実施したところである。

本報告書において改善などを求めた事項は多岐にわたるが、これらの中には例年繰り返し指摘しているものが多く見られる。適正な事務処理を推進するため、指摘事項等を職員一人ひとりが解決すべき自己の問題として捉え、事務処理方法の見直しなどに取り組むとともに、各課、各部の組織全体としてもチェック体制の強化に努められたい。

また、財政環境が厳しい状況の中にあって、歳入では、多額な不納欠損額や収入未済額が発生し、歳出では、執行率が低く執行残額の多い事業も数多く見られた。今後とも、収納率の向上に向け対策を強化する一方で、事業の見直しや執行方法の改善に取り組むなど、効率的・効果的な行政運営の推進に一層努力されるよう要望する。

（別　表）

平成２２年度定例監査実施日程

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
企　画　部	企画財政課	平成２２年　７月２２日（木）	平成２２年　７月　９日（金）
	広報課	平成２２年　７月２２日（木）	平成２２年　７月　９日（金）
	情報システム課	平成２２年　７月２２日（木）	平成２２年　７月　６日（火）
総　務　部	秘書室	平成２２年　５月１４日（金）	平成２２年　５月　７日（金）
	総務課	平成２２年　５月１４日（金）	平成２２年　５月　７日（金）
	職員課	平成２２年　５月１４日（金）	平成２２年　５月２６日（水）
	経理課	平成２２年　５月１４日（金）	平成２２年　５月１０日（月）
	税務課	平成２２年　５月１７日（月）	平成２２年　５月１０日（月）
	防災課	平成２２年　５月１７日（月）	平成２２年　５月　７日（金）
	危機管理課	平成２２年　５月１７日（月）	平成２２年　５月　７日（金）
区　民　部	区民生活課	平成２２年　５月２７日（木）	平成２２年　５月１２日（水）
	地域振興課	平成２２年　５月２７日（木）	平成２２年　５月１３日（木）
	文化・生涯学習課	平成２２年　５月２７日（木）	平成２２年　５月１８日（火）
	スポーツ課	平成２２年　６月　４日（金）	平成２２年　５月１２日（水）
	商工観光課	平成２２年　６月　４日（金）	平成２２年　５月１８日（火）
	日本橋特別出張所	平成２２年　６月　４日（金）	平成２２年　５月１３日（木）
	月島特別出張所	平成２２年　６月　４日（金）	平成２２年　５月２１日（金）

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
福祉保健部	管理課	平成２２年　６月　７日（月）	平成２２年　５月２０日（木）
	子育て支援課	平成２２年　６月　７日（月）	平成２２年　６月　８日（火）
	桜川保育園		平成２２年１１月２６日（金）
	人形町保育園		平成２２年１２月　２日（木）
	月島保育園		平成２２年１２月　２日（木）
	かちどき西保育園		平成２２年１１月２６日（金）
	勝どき保育園		平成２２年１２月　７日（火）
	生活支援課	平成２２年　６月　７日（月）	平成２２年　５月２８日（金）
	障害者福祉課	平成２２年　６月１０日（木）	平成２２年　５月２４日（月）
	保険年金課	平成２２年　６月１０日（木）	平成２２年　６月　１日（火）
	子ども家庭支援センター	平成２２年　６月１０日（木）	平成２２年　５月２１日（金）
	築地児童館		平成２２年１２月　７日（火）
	新川童館		平成２２年１２月　２日（木）
	堀留町児童館		平成２２年１２月　２日（木）
	福祉センター	平成２２年　６月１０日（木）	平成２２年　６月　８日（火）
高齢者施策推進室	高齢者福祉課	平成２２年　６月１４日（月）	平成２２年　５月３１日（月）
	桜川敬老館		平成２２年１１月２６日（金）
	浜町敬老館		平成２２年１２月　７日（火）
	勝どき敬老館		平成２２年１１月２６日（金）
	介護保険課	平成２２年　６月１４日（月）	平成２２年　５月３１日（月）
中央区保健所	生活衛生課	平成２２年　６月１７日（木）	平成２２年　６月　３日（木）
	健康推進課	平成２２年　６月１７日（木）	平成２２年　６月　３日（木）
	日本橋保健センター	平成２２年　６月２３日（水）	平成２２年　６月　１日（火）
	月島保健センター	平成２２年　６月２３日（水）	平成２２年　５月２０日（木）

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
環　境　部	環境保全課	平成２２年　６月２３日（水）	平成２２年　６月　９日（水）
	清掃リサイクル課	平成２２年　６月２３日（水）	平成２２年　６月１５日（火）
	中央清掃事務所	平成２２年　６月２３日（水）	平成２２年　６月　９日（水）
土　木　部	管理課	平成２２年　７月　１日（木）	平成２２年　６月１６日（水）
	道路課	平成２２年　７月　１日（木）	平成２２年　６月１６日（水）
	工事現場	平成２２年１１月１７日（水）	平成２２年１１月１７日（水）
	材料置場		平成２２年１１月１９日（金）
	公園緑地課	平成２２年　７月　１日（木）	平成２２年　６月２１日（月）
	工事現場	平成２２年１１月１７日（水）	平成２２年１１月１７日（水）
	材料置場		平成２２年１１月１９日（金）
都市整備部	都市計画課	平成２２年　７月　８日（木）	平成２２年　６月２１日（月）
	地域整備課	平成２２年　７月　８日（木）	平成２２年　６月２９日（火）
	住宅課	平成２２年　７月　８日（木）	平成２２年　６月２９日（火）
	建築課	平成２２年　７月１５日（木）	平成２２年　６月３０日（水）
	営繕課	平成２２年　７月１５日（木）	平成２２年　６月３０日（水）
	工事現場	平成２２年１１月１１日（木）	平成２２年１１月１１日（木）
会　計　室		平成２２年　５月２５日（火）	平成２２年　４月２８日（水）

部　局　名	監査対象課等	監査委員監査	監査事務局監査
教育委員会事務局	庶務課	平成２２年　７月１２日（月）	平成２２年　７月　２日（金）
	学務課	平成２２年　７月１２日（月）	平成２２年　７月　５日（月）
	指導室	平成２２年　７月１２日（月）	平成２２年　７月　５日（月）
	図書文化財課	平成２２年　７月１５日（木）	平成２２年　７月　２日（金）
	城東小学校		平成２３年　１月２１日（金）
	明石小学校	平成２３年　１月２４日（月）	平成２３年　１月２４日（月）
	明石幼稚園	平成２３年　１月２４日（月）	平成２３年　１月２４日（月）
	京橋築地小学校		平成２３年　１月２６日（水）
	京橋朝海幼稚園		平成２３年　１月２６日（水）
	日本橋小学校	平成２３年　１月２４日（月）	平成２３年　１月２４日（月）
	日本橋幼稚園	平成２３年　１月２４日（月）	平成２３年　１月２４日（月）
	阪本小学校		平成２３年　１月２１日（金）
	佃島小学校	平成２３年　１月３１日（月）	平成２３年　１月３１日（月）
	月島幼稚園	平成２３年　１月３１日（月）	平成２３年　１月３１日（月）
	月島第三小学校		平成２３年　１月２６日（水）
	晴海幼稚園		平成２３年　１月２６日（水）
	豊海小学校	平成２３年　１月３１日（月）	平成２３年　１月３１日（月）
	豊海幼稚園	平成２３年　１月３１日（月）	平成２３年　１月３１日（月）
	佃中学校		平成２３年　２月　３日（木）
	晴海中学校	平成２３年　２月　３日（木）	平成２３年　２月　３日（木）
選挙管理委員会事務局		平成２２年　５月１７日（月）	平成２２年　４月２８日（水）
監査事務局		平成２２年　４月２６日（月）	平成２２年　４月２２日（木）
区議会議会局		平成２２年　７月２８日（水）	平成２２年　７月　６日（火）

平成２２年度

財政援助団体等監査結果報告書

２２中監第７５号

平成２３年２月２８日

様

中央区監査委員　井　上　和　雄

同　　梅　田　源　一

同　　田　中　広　一

平成２２年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第７項の規定に基づき実施した平成２２年度財政援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、次のとおり提出します。

なお、今回の監査に際し、青木幸子前監査委員は平成２２年５月３１日まで関与し、田中広一監査委員は平成２２年６月１日以降関与しました。

第１　監査実施期間

平成２２年１０月２１日から平成２２年１１月１５日まで

監査委員による監査及び監査事務局による監査の実施日程は、別表のとおり。

第２　監査の対象団体及び範囲

財政的援助を行っている団体（以下「財政援助団体」という。）及び公の施設の管理を行わせているもの（以下「指定管理者」という。）のうち、次の１０団体を対象とした。なお、平成２１年度に補助金を交付した団体については補助対象の事務を、指定管理者については管理に係る事務について実地に監査を行った。

１　財政援助団体

（１）中央区商店街連合会

（２）中央区工業団体連合会

（３）中央区観光協会

（４）中央区職員互助会

（５）中央区体育協会

２　指定管理者

（１）日本メックス株式会社（区民館<日本橋地域5館>）

（２）東京ケータリング株式会社（伊豆高原荘）

（３）シンコースポーツグループ（総合スポーツセンター、浜町運動場、月島スポーツプラザ）

（４）社会福祉法人東京都知的障害者育成会（知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」）

（５）社会福祉法人賛育会（特別養護老人ホーム「マイホーム新川」、高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」）

第３　監査の方法及び観点

１　方法

（１）財政援助団体

財政援助団体に対してあらかじめ提出を求めた収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書、補助金申請書、実績報告書、規約等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

（２）指定管理者

指定管理者に対してあらかじめ提出を求めた予算書、事業計画書、決算書、事業報告書、利用実績表、規約、役員名簿、管理する備品一覧、協定書等の監査資料と関係諸帳簿、証拠書類等とを照合し、必要に応じて実査を行ったほか、関係職員から説明を聴取するなど、必要と認める監査手続により実施した。

２　主たる観点

（１）財政援助団体

ア　事業は補助の目的に沿って適正に執行されているか。

イ　補助金に係る会計処理は適正になされているか。

ウ　補助条件は適切に履行されているか。

（２）指定管理者

ア　指定管理者制度を導入した目的・趣旨が達成されているか。

イ　料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計処理が適切に行われているか。

ウ　施設管理業務の実施状況は適切か。

エ　施設の利用状況は十分か。

オ　事業計画書に沿って各種事業が適切に実施されているか。

第４　対象団体の概要と監査の結果

１　中央区商店街連合会

（１）団体の概要

ア　事務局の場所　　中央区築地一丁目1番1号　中央区役所内

イ　設立　　昭和26年11月

ウ　組織

常任理事37人（会長1人、副会長5人、会計2人を含む。）、理事53人（監事2人を含む。）

エ　設立目的

中央区内に組織された商店街の連合体であって、商店街の緊密なる連絡と親睦を図り、商店街の健全なる発達により商業振興に寄与することを目的とする。

（２）主な事業

ア　会員相互間並びに関係団体、官公庁との連絡

イ　商店街共通の重要問題の解決

ウ　商店街繁栄に必要な各種施設の調査研究

エ　商店街に必要な共同事業及び金融・税務・経営に関する対策

オ　顧客サービスのためのスタンプの発行

（３）区との関係

中央区は、中央区商店街連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成21年度は12,472,651円の補助金を交付している。

２　中央区工業団体連合会

（１）団体の概要

ア　事務局の場所　　中央区築地一丁目1番1号　中央区役所内

イ　設立　　昭和37年7月27日

ウ　組織

常任理事24人（会長1人、副会長9人、会計2人を含む。）、理事18人（監事2人を含む。）

エ　設立目的

中央区内の各工業団体が連合し、団体相互の緊密なる連絡と親睦を深め企業経営の健全なる発展を図ることにより、区内の工業振興に寄与することを目的とする。

（２）主な事業

ア　会員相互間並びに関係団体、官公庁との連絡及び協力

イ　企業の利益増強に関する各種方策の調査並びに研究

ウ　工業経営諸般の研究、講習、講演会及び見学会の開催

エ　企業に必要な共同事業及び金融、税務、経営に関する対策

オ　工業団体功労者及び勤続優良従業員の表彰事業

（３）区との関係

中央区は、中央区工業団体連合会に対し、事業の運営に要する費用として、平成21年度は11,274,034円の補助金を交付している。

３　中央区観光協会

（１）団体の概要

ア　事務局の場所　　中央区築地一丁目1番1号　中央区役所内

イ　設立　　昭和34年4月1日

ウ　組織

会長1人、副会長7人、理事18人、監事2人

エ　設立目的

中央区内における史跡保存並びに観光事業の振興を図り、本区商工業文化厚生の発展向上に寄与することを目的とする。

（２）主な事業

ア　観光に関する調査研究と保護開発

イ　観光地、施設の紹介宣伝と旅客誘致斡旋

ウ　観光施設の改善整備と建設管理

エ　観光土産品及び優秀商品の宣伝と改善並びに販売

オ　区内の史跡名勝の保存

カ　関係官庁並びに諸団体との連絡提携

キ　文化諸機関、厚生施設の助長育成

（３）区との関係

中央区は、中央区観光協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成21年度は78,770,692円の補助金を交付している。

上記１～３の各団体については、商工観光団体合同事務局が設立され、各団体の事業活動に関して一括管理を行っている。

上記３団体の監査の結果

中央区からの補助金は、各団体に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は、適切に履行されているものと認められた。

なお、内部規程に基づいた事務執行で、決裁区分の誤りなど改善すべき点が見られた。今後、適正な事務処理に努められたい。

４　中央区職員互助会

（１）団体の概要

ア　事務局の場所　　中央区築地一丁目1番1号　中央区役所内

イ　設立　　昭和28年7月

ウ　組織

理事10人（会長1人、副会長3人を含む。）、監事2人、評議員20人

エ　設立目的

中央区職員の親睦と相互扶助を目的とする。

（２）事業内容

ア　給付事業（各種見舞金等）

イ　福利事業（職員食堂等）

ウ　貸付事業（生計資金貸付等）

エ　厚生事業（カフェテリアプラン利用助成金）

オ　文化・体育事業（職員文化祭等）

（３）区との関係

中央区は、中央区職員互助会に対し、事業の運営に要する費用として、平成21年度は27,626,000円の補助金を交付している。

（４）監査の結果

中央区からの補助金は、中央区職員互助会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

なお、内部規定に基づいた事務執行で、補助金の交付申請において必要書類の添付がされていないものがあるなど、改善すべき点が見られた。今後、適正な事務処理に努められたい。

5　中央区体育協会

（１）団体の概要

ア　所在地　　中央区築地一丁目1番1号　中央区役所内

イ　設立　　昭和22年

ウ　組織

会長1人、副会長2人、理事長1人（副会長兼務）、副理事長2人、常任理事7人、理事26人、会計監事2人、評議員30人

エ　設立目的

区民の体位向上並びにスポーツ精神の涵養につとめ、併せて体育運動に関する諸団体相互の連絡融和を図ることを目的とする。

（２）主な事業

ア　体育大会、講習会、その他体育レクリエーション活動に関する各種事業の実施及び援助をすること

イ　体育運動に関し、中央区並びに日本体育協会、東京都体育協会その他の機関に意見を述べ、あるいはその施策に協力すること

ウ　体育運動の宣伝、啓発、指導及び奨励に関すること

エ　体育指導者の育成並びに指導に関すること

オ　加盟団体の強化、発展に関すること

カ　スポーツ少年団の育成に関すること

（３）区との関係

中央区は、中央区体育協会に対し、事業の運営に要する費用として、平成21年度は42,498,000円の補助金を交付している。

（４）監査の結果

中央区からの補助金は、中央区体育協会に対する補助の目的に沿っておおむね適正に執行され、また、補助条件は適切に履行されているものと認められた。

６　日本メックス株式会社

（１）施設の概要

ア　施設名　　区民館（日本橋地域5館）
（堀留町区民館、人形町区民館、久松町区民館、浜町区民館、新場橋区民館）

(ｱ)　堀留町区民館

所在地　　日本橋堀留町一丁目1番1号
集会室　　洋室3室（定員30名、30名、24名）
和室2室（定員15名、25名）

(ｲ)　人形町区民館（移転改築前の施設）

所在地　　日本橋人形町二丁目12番1号
集会室　　洋室4室（定員30名、18名、60名、18名）
和室2室（定員20名、25名）

(ｳ)　久松町区民館

所在地　　日本橋久松町1番2号
集会室　　洋室5室（定員30名、24名、12名、12名、24名）
和室1室（定員24名）

(ｴ)　浜町区民館

所在地　　日本橋浜町三丁目37番1号
集会室　　洋室4室（定員36名、30名、30名、100名）
和室3室（定員40名、35名、25名）

(ｵ)　新場橋区民館

所在地　　日本橋兜町11番9号
集会室　　洋室2室（定員24名、12名）
和室2室（定員20名、15名）

イ　設置目的　　公共の利便に資することを目的とする。

（２）指定管理者の概要

ア　管理者名　　日本メックス株式会社

イ　会社概要

所在地　　中央区入船三丁目6番3号

資本金　　1億2,000万円

設立　　昭和47年4月25日

（３）指定期間

平成21年4月1日～平成24年3月31日

（４）区との関係

中央区は、日本メックス株式会社に対し、日本橋地域の区民館の管理について中央区立区民館の管理に関する基本協定書（平成21年4月1日付け締結）に基づき、平成21年度は63,882,883円の運営費負担金を支出している。

なお、区民館使用料は22,899,920円であり、中央区の収入となっている。

（５）監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

7　東京ケータリング株式会社

（１）施設の概要

ア　施設名　　伊豆高原荘

所在地　　静岡県伊東市八幡野字株尻1283番地36

敷地面積　　5,206.60㎡

建物延面積　　1,940.94㎡

構造　　鉄筋コンクリート造　地上2階一部地下1階

客室16室

開設　　昭和40年11月6日

イ　設置目的

区民の健康増進に寄与し、福祉の向上を図る。

（２）指定管理者の概要

ア　管理者名　　東京ケータリング株式会社

イ　会社概要

所在地　　渋谷区恵比寿西二丁目7番3号

資本金　　7,500万円

設立　　昭和40年9月11日

（３）指定期間

平成20年4月1日～平成25年3月31日

（４）区との関係

中央区は、東京ケータリング株式会社に対し、中央区立伊豆高原荘の管理に関する基本協定書（平成20年4月1日付け締結）に基づき、平成21年度は53,234,824円の運営費負担金を支出している。

なお、本施設は利用料金制を取っており、利用料金等54,320,290円は東京ケータリング株式会社の収入となっている。

（５）監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

８　シンコースポーツグループ

（１）施設の概要

ア　施設名　　総合スポーツセンター、浜町運動場、月島スポーツプラザ

(ｱ)　総合スポーツセンター

所在地　　日本橋浜町二丁目59番1号　浜町公園内

構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上5階地下2階

延床面積　　19,520.77㎡

主な施設　　温水プール、武道場、卓球場、エアライフル場、ゴルフ練習場、トレーニングルーム、主競技場、ランニングコース、弓道場、アーチェリー場、会議室

開設　　平成8年9月7日

(ｲ)　浜町運動場

所在地　　日本橋浜町二丁目59番1号　浜町公園内

面積　　8,991㎡

施設　　運動場1面

開設　　昭和54年7月1日

(ｳ)　月島スポーツプラザ

所在地　　月島一丁目9番2号

構造　　鉄筋コンクリート造　地上3階地下1階

延床面積　　2,700.31㎡

施設　　温水プール、武道場、会議室

開設　　平成3年4月13日

イ　設置目的

体育及びレクリエーションの振興を図り、区民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

（２）指定管理者の概要

ア　管理者名　　シンコースポーツグループ

（シンコースポーツ株式会社･大成サービス株式会社）

イ　会社概要

(ｱ)　シンコースポーツ株式会社

所在地　　台東区台東一丁目27番1号

資本金　　8,000万円

設立　　昭和53年11月2日

(ｲ)　大成サービス株式会社

所在地　　中央区京橋三丁目12番2号

資本金　　1億円

設立　　昭和46年10月1日

（３）指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

（４）区との関係

中央区は、シンコースポーツグループ゛に対し、中央区立総合スポーツセンター等体育施設の管理に関する基本協定書（平成18年4月1日付け締結）に基づき、平成21年度は580,299,081円の運営費負担金を支出している。

なお、総合スポーツセンター等体育施設使用料は190,539,340円であり、中央区の収入となっている。

（５）監査の結果

中央区からの運営費負担金は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

なお、基本協定書に基づいた事務処理で、帳簿類の未整備なものが見られた。今後、改善に努められたい。

９　社会福祉法人東京都知的障害者育成会

（１）施設の概要

ア　対象施設名　　知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」

所在地　　明石町1番6号

敷地面積　　4,874.52㎡

延床面積　　2,690.92㎡

構造　　鉄筋コンクリート造　地上22階地下1階のうち地上1階の一部及び5階部分

定員　　施設入所30名、短期入所6名、通所52名

開設　　平成16年7月1日

イ　設置目的

知的障害者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行うとともに、介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることが一時的に困難となった心身障害者の短期入所等を行うことにより心身障害者の福祉の増進を図る。

（２）指定管理者の概要

ア　管理者名　　社会福祉法人東京都知的障害者育成会

イ　法人概要

所在地　　新宿区西新宿八丁目3番39号

設立　　昭和36年10月

（３）指定期間

平成19年4月1日～平成26年3月31日

（４）区との関係

中央区は、社会福祉法人東京都知的障害者育成会に対し、中央区立知的障害者生活支援施設「レインボーハウス明石」の管理に関する基本協定書（平成19年4月1日付け締結）に基づき、平成21年度は246,954,405円の管理業務経費を支出している。

なお、知的障害者生活支援施設使用料は146,241,036円であり、中央区の収入となっている。

（５）監査の結果

中央区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

10　社会福祉法人賛育会

（１）施設の概要

ア　対象施設名　　特別養護老人ホーム「マイホーム新川」
高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

(ｱ)　特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

所在地　　新川二丁目27番3号

敷地面積　　2,882.33㎡

延床面積　　5,596.51㎡

構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上35階地下4階のうち地下1階、地上1階及び3階から5階部分

定員　　介護老人福祉施設80名、短期入所生活介護8名

開設　　平成7年10月10日

(ｲ)　高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

所在地　　新川二丁目27番3号

敷地面積　　2,882.33㎡

延床面積　　1,107.00㎡

構造　　鉄骨鉄筋コンクリート造　地上35階地下4階のうち地上2階部分

一日定員　　一般型40名、認知症型12名

開設　　平成7年10月10日

イ　設置目的

(ｱ)　特別養護老人ホーム「マイホーム新川」

身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な高齢者及び日常生活を営むのに支障がある高齢者を養護する者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となった高齢者を入所させ、養護を行い、もって高齢者の福祉の増進を図る。

(ｲ)　高齢者在宅サービスセンター「マイホーム新川」

身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある高齢者及びその者を現に養護する者に対し、在宅生活を維持するうえで必要なサービスを提供し、もって高齢者及び養護者の福祉の増進を図る。

（２）指定管理者の概要

ア　管理者名　　社会福祉法人賛育会

イ　法人概要

所在地　　墨田区太平三丁目17番8号

設立　　大正7年3月16日

（３）指定期間

平成18年4月1日～平成23年3月31日

（４）区との関係

中央区は、社会福祉法人賛育会に対し、中央区立特別養護老人ホーム「マイホーム新川」等の管理に関する基本協定書（平成18年4月1日付け締結）に基づき、平成21年度は121,933,000円の管理業務経費を支出している。

なお、施設利用者の使用料及び介護報酬等は、特別養護老人ホームでは382,382,215円、高齢者在宅サービスセンターでは98,492,332円となっており、合計480,874,547円が社会福祉法人賛育会の収入となっている。

（５）監査の結果

中央区からの管理業務経費は基本協定書に基づきおおむね適正に執行され、会計も適正に処理されているものと認められた。

第５　監査のまとめ

財政援助団体及び指定管理者の事業については、補助金交付の目的や公の施設運営の目的に沿って、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

引き続き適正な事務の執行に資するため、以下、要望事項について述べる。

財政環境が大変厳しい状況の中、財政援助団体においては、自主財源の拡充に心がけ、自主性・自立性に基づく団体財政基盤の確立に努めるとともに、より効率的・効果的な事業運営にあたられたい。区においても、これまでの補助金等の内容を十分検討・精査し、常に住民ニーズに的確に応えた適切な補助事業の設定となるよう留意されたい。

また、指定管理者については、制度の趣旨に沿って、指定管理者が有するノウハウを最大限発揮し、施設利用者の拡大を図るとともに、区民の高い満足度を得るサービスの提供に向け努力されたい。一方、区においては、施設の最終的な管理責任は区にあることを強く認識し、指定管理者との情報連絡を密にして、指定管理者から提出される決算報告書や事業実績報告書等の分析はもとより、施設の管理運営状況について的確な状況把握に努められたい。その上で、指定管理の範囲やその負担金等について、精査を行った方が望ましいと思われるケースもあることから、これまでの指定管理期間における諸情勢の変化や施設運営の課題、剰余金などを把握、検討して見直すことにより、より一層機能する指定管理者制度の運用に努められるよう要望する。

なお、平成２１年度に実施された「指定管理者制度を導入した区立施設について」に係る個別外部監査の指摘事項及び意見に対する措置状況において、今後、取り組むこととした事項など必要な改善は着実に実行されたい。

（別　表）

平成２２年度財政援助団体等監査実施日程

団　　体　　名	監査委員監査	監査事務局監査
中央区商店街連合会	平成２２年１０月２９日（金）	平成２２年１０月２９日（金）
中央区工業団体連合会	平成２２年１０月２９日（金）	平成２２年１０月２９日（金）
中央区観光協会	平成２２年１０月２９日（金）	平成２２年１０月２９日（金）
中央区職員互助会	平成２２年１０月２１日（木）	平成２２年１０月２１日（木）
中央区体育協会	平成２２年１０月２１日（木）	平成２２年１０月２１日（木）
日本メックス株式会社		平成２２年１１月１５日（月）
東京ケータリング株式会社	平成２２年１１月１０日（水）	平成２２年１１月１０日（水）
シンコースポーツグループ	平成２２年１１月　８日（月）	平成２２年１１月　８日（月）
社会福祉法人 東京都知的障害者育成会		平成２２年１１月１５日（月）
社会福祉法人賛育会	平成２２年１１月　８日（月）	平成２２年１１月　８日（月）